空家等対策の推進による安全で安心なまちづくりに関する覚書の概要について

１　当事者

　(1) 前橋警察署

　　　　署長　　　　上　原　健　司

　(2) 前橋東警察署

　　　　署長　　　　林　　　広　幸

　(2) 前橋市

　　　　市長　　　　山　本　　　龍

２　締結日

　　平成２８年１月６日

３　目的

　　この覚書は、特定空家等の発生が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、前橋警察署及び前橋東警察署と前橋市が連携して空家等対策の推進を行うことで、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、安全で安心なまちづくりを推進することを目的とします。

４　覚書に基づき前橋市が行う内容

　(1)　特定空家等において、不審者の徘徊、非行少年グループのい集その他犯罪を誘発するおそれがあると認めた場合は、前橋警察署及び前橋東警察署に対し、防犯上必要と認める事項を通報すること。

　(2)　 特定空家等が危険な状態にあって、周辺の住民、歩行者等の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあると認めた場合は、前橋警察署及び前橋東警察署に対して、防災上必要と認める事項を通報するとともに、必要に応じて支援を要請すること。

　(3)　その他特定空家等に関し、安全で安心なまちづくりに資するため必要と認める事項について、前橋警察署及び前橋東警察署に通報すること。

５　前橋警察署及び前橋東警察署が行う内容

　(1)　前橋市からの通報を受けた場合は、必要な措置をとる等の支援を行うとともに、その結果について前橋市に報告すること。

　(2)　特定空家等に関する情報を入手した場合は、前橋市にその内容を通報すること。

６　その他

　(1) 前橋警察署及び前橋東警察署と前橋市は、この覚書の運用に際して知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとします。

　(2) この覚書の有効期間は、覚書締結の日から起算して１年間とします。ただし、前橋警察署及び前橋東警察署と前橋市から異議の申し出がない場合は、１年間延長するものとして、以後も同様とします。

　(3) この覚書に定めのない事項又はこの覚書の解釈に疑義が生じたときは、前橋警察署及び前橋東警察署と前橋市が協議の上、これを決定するものとします。

